

調査報告書

2021年3月

アーツ前橋作品紛失調査委員会

第1 本調査の内容

1 アーツ前橋作品紛失調査委員会設置の経緯

2020年1月にアーツ前橋で発生した作品の紛失及びその後の対応等について、その原因を検証することを目的に、2020年12月3日に以下のとおり文化芸術の分野に知見を有する外部有識者を加えたアーツ前橋作品紛失調査委員会を設置することとした。

委員：アーツ前橋運営評議会委員長、元前橋市芸術文化施設運営検討委員会委員長、前橋市文化スポーツ観光部長、前橋市職員課長、前橋市行政管理課長、前橋市資産経営課長、前橋市文化財保護課長
事務局は文化スポーツ観光部文化国際課に置く

2 本調査の目的

当委員会による本調査の目的は以下のとおりである。

- (1) アーツ前橋が借用していた美術品を紛失し、著作権者等への報告が遅れたこと等に対する原因調査に関すること。
- (2) アーツ前橋で策定する再発防止策に対する提言に関すること。
- (3) 上記(1)(2)をまとめた報告書の作成に関すること。
- (4) その他当委員会が必要と認めた事項

3 本調査の期間及び方法

(1) 本調査の期間

当委員会は、2020年12月3日から2021年3月9日までの期間、本調査を実施した。

(2) 本調査の方法

本事案に係る関係資料や事実関係の解明に不可欠な資料、メールなどの分析や、関係者のヒアリング等を実施し、2021年3月9日までに入手した情報に基づき調査した。

本報告書の作成は、紛失当時作成された検討資料やその後の会議録など信頼性の高い情報から客観的な事実を示すことを主眼に置いた。なお、ヒアリングについてはこれらの資料を基にして18名に対して行った。

第2 本調査の前提となる事実

1 事案の概要

アート前橋への収蔵を視野に入れた借用作品調査の過程で、旧前橋市立第二中学校パソコン室に保管していた借用作品の所在不明が判明した。

2 紛失作品

木版画4点、書2点

3 保管場所の状況

旧前橋市立第二中学校 特別教室棟 パソコン室

- ・ 廃校舎のうち校舎別棟である特別教室棟の一部を資料保管場所としてアート前橋が借用
- ・ 利用許可は使用する部屋ごとに毎年受ける必要があるが、パソコン室については利用許可を受けていなかった
- ・ 常時機械警備が作動。校舎と特別教室棟のカギは教育委員会で保管しているため、教育委員会からカギを借用して入室している

4 主な経過

- 2018年12月17日 作品を借用。作品管理者宅(県内)から旧第二中学校のパソコン室(以下:保管庫)へ52作品を搬入(アート前橋担当学芸員が実施)
- 2019年3月26日 借用作品の調査作業(アート前橋担当学芸員及び臨時職員の2人が実施)この日の確認では保管場所に存在していた
- 12月4日 保管場所において、借用作品と既に置いてあった学校備品との境界を明示する作業を実施(アート前橋副館長、事務職員及び学芸員(当時)の計3人が実施)
→保管場所の学校備品不用品処分の際に誤って作品と一緒に処分されることを避けるため、床にテープを貼って境界を明確にした
- 12月20日 保管場所の学校備品不用品を処分(教育委員会が実施)
- 2020年1月6日 収蔵美術品専門委員会の準備で担当学芸員が保管場所の作品を確認したところ、3作品が見当たらないことを確認
- 2月3日 担当学芸員が保管場所を再確認したところ、更に3作品の所在不明を確認(計6作品)
- 7月13日 著作権者(東京在住)に対して、作品が所在不明になっていることを電話で第一報

機械警備の発報や窓ガラスが割れるなど侵入の形跡がないことや上記の経過より、2019年3月26日から2020年1月6日までの作品調査等の作業過程において紛失したか、12月4日の学校備品と借用作品の区分け作業が不十分だったことにより2019年12月20日の学校備品の撤去作業時に学校備品と一緒に廃棄されてしまった可能性がある。

第3 本調査の結果

1 事実経過

日にち	内 容
2018年12月17日	作品寄贈を視野に入れ、作品管理者自宅から旧第二中学校のパソコン室（以下「保管場所」という。）へ52作品を搬入
2019年3月26日	保管場所での借用作品調査作業を行い、状態の良い37作品をアーツ前橋一時保管庫へ移動（アーツ前橋担当学芸員が実施） ・この日の作業では紛失した作品が保管場所に存在していることが確認されている
11月末	保管場所に置いてある学校備品を処分するため、借用作品と学校備品をしっかりと区別しておくよう教育委員会がアーツ前橋副館長（当時）に連絡
12月3日	アーツ前橋内部会議において、保管場所で学校備品の撤去が行われることを副館長が伝達
12月4日	保管場所において、借用作品と既に置いてあった学校備品を区別するための境界を明示する作業を実施（アーツ前橋副館長、事務職員、学芸員（当時）が実施） ・保管場所の学校備品の不用品を処分する際に誤って借用作品が処分されないように床にテープを貼り付けて境界を明確にした。
12月12日	担当学芸員が作品所蔵者宅を訪問し借用全作品リスト（52作品）を渡す
12月20日	保管場所の学校備品の不用品を処分（教育委員会が実施）
2020年1月6日	保管場所での借用作品の採寸作業（担当学芸員を含む3人の学芸員が実施） ・収蔵美術品専門委員会に諮る作品を保管場所からアーツ前橋に移すための事前確認をするため <u>3作品が見当たらないことを確認</u>
1月27日	作品が所在不明なことを担当学芸員が館長に報告
1月28日	担当学芸員が保管場所の再確認及びアーツ前橋一時保管庫を探索
1月29日	館長から副館長（当時）へ所在不明の作品があることを報告
1月30日	収蔵美術品専門委員会の開催。所在不明の作品は審議対象外にした。
2月3日	保管場所での再確認 <u>新たに3作品が見当たらないことを確認（合計6作品の紛失）</u> 副館長より課長（ともに当時）に作品が所在不明であることを報告。 経過を時系列、文字ベースで残すよう、副館長から担当学芸員へ指示
2月7日	課長（当時）より部長へ作品が所在不明であることを報告
2月18日	課長、副館長（ともに当時）が館長、担当学芸員と面談し、所在不明になるまでの経緯と今後の遺族への対応について説明を受ける。

日にち	内 容
2020年3月13日	文化国際課長(当時)と館長との面談。館長と担当学芸員の方針案が館長から示されるが、課長は「受け入れられない」と拒否
3月18日	作品寄贈手続に関する書類を所有者に送付。2019年11月時点では11作品の寄贈で所有者と合意していたが、この書類では寄贈対象作品が所在不明作品3点を除いた8作品と表記
4月6日	部長、課長(現在)、副館長(現在)が紛失概要を副市長に報告。副市長からは再度の事実確認を速やかに行うよう指示が出される
4月14日	課長と館長の面談。課長は事実を遺族に伝え、公表が必要と伝えるが、館長は、専門職である館長に任せるべきとの考え
4月15日	所在不明作品に係る関係者会議。文化国際課長、副館長(ともに新旧)、行政管理課長などが参加。会議の結果、作品の所在と関係者への事実確認を至急行うとともに、紛失の可能性が高い場合は遺族に対する説明・謝罪など、行政として適切な手段を取ることを確認。
4月16日	紛失概要を市長へ報告。速やかな調査の指示が出される
4月17日	作品運送業者へヒアリング
4月27日	2019年12月20日の学校備品処分を行った職員10名にヒアリング。美術作品は片付けたり処分したりした記憶が無いとの回答
5月12日	館長(自宅待機)と文化国際課長、副館長とのオンライン面談。現時点で作品が見当たらないことを遺族に話したい旨館長に伝えるが、館長はこのようなケースは専門職である館長に任せるべきとの考え
5月13日	5月12日のオンライン面談の結果を市長・副市長へ報告
5月19日	市長と館長の面談。市長からは遺族に事実を報告するよう指示が出される。その後6月24日、6月29日に遺族へ伝えるよう市長から館長へメールで再度の指示が出される
6月15日	館長指示により担当学芸員が作品保管者宅を訪問し、2019年12月12日に渡した借用作品リストを借用(担当学芸員によれば翌日返却したとのこと)
6月23日	部長、課長、副館長が館長と面談。事実を遺族に伝えて公表するべきと部課長と副館長が主張したが、館長は市長から遺族に事実を伝える旨の指示を受けていることを否定
7月13日	課長、副館長と館長との面談。課長から館長へ早急に遺族に伝達すべきで時間的猶予が無い旨を伝えて、面談後、著作権者に担当学芸員が紛失を電話で第一報

2 紛失について

(1) 調査の視点

① 借用作品を旧二中に搬入した理由

→ 借用作品は通常アーツ前橋館内の一時保管庫で保管しているが、今回状態の悪い作品もあり、一時保管庫に置くことで他の作品への悪影響があり得ることから旧二中に搬入した。なお、搬入した場所は教育委員会から正式に使用許可を得ていない部屋であった。本来であればアーツ前橋館内に搬入すべきであるが、既に多くの資料を保管して館内が手狭な状態であることから、外部施設に搬入した。

② 旧二中に今回紛失した作品が置いてあることについて、内部でどのくらい認識されていたか

→ 一部の学芸員は認識していたが、事務職員には知らされていなかった

③ 旧二中のパソコン室に置いてあった学校備品の不用品が処分されるため、事前に借用作品と学校備品の区分作業が必要なことについて、内部でどのくらい周知されていたか

→ 借用作品と学校備品の区分け作業前日の係会議で副館長が周知を図ったが、一部の人には詳細までは伝わっていなかった

④ 旧二中で区分け作業を行った3人は、作業の内容・目的について理解していたか

→ 区分けを行わないと誤って学校備品と一緒に処分されてしまうことは理解していたが、どこに境界線を引いたらいいかは正確には知らされていなかった

(2) 調査委員会の意見

本事案は借用作品を美術館内でなく無人の外部施設に置いたことがきっかけとなり起きている。本来であれば美術館の保管庫に置くことが理想であるが、限られた予算、スペース、作品の状態などから、美術館外に置かざるを得なかったものとするが、そのような状況での対応として以下の問題点を指摘する。

① 旧二中に作品を搬入したことや、学校備品の撤去が行われることなどについて、職員間の情報共有が不十分であった。当該作家の作品が置いてあることが共有されていれば、副館長（当時）が学校備品の撤去作業が行われることを会議で周知した時、作品の保全が必要なことが会議出席者には確実に伝わったのではないか。

② 作品の搬入後に直ちに作品調査を行い、収蔵するものは美術館内に移し、それ以外は返却すべきであった。作品調査をした日（2019/3/26）は搬入日（2018年12月17日）から3か月以上経過し、その後も紛失した6作品を含む一部の作品を旧二中に保管していた。

③ 学校備品の撤去作業時にアーツ前橋の学芸員が誰も立ち会わなかった。立ち会っていれば誤廃棄のり

スクはかなり低減できた。

- ④ 借用手続きが不適切であった。財産を借用するにも関わらず、借用書が市長名でなく館長名で、かつ作品点数の明示がなく、「〇〇先生作品」と記載していた。また、最終的に作品点数を保管者に伝えたのが借用した1年後であった。作品保管中における定期的な確認作業を行わなかったこととあわせて、大切な財産を借用しているという意識が低かったのではないか。作品保管マニュアルを整備し、マニュアルに沿った適正な管理に努めるべきである。

3 著作権者等への報告の遅れの原因について

(1) 著作権者等へ事実を伝えることを避けるか、遅らせることを検討していた

作品の所在不明が明らかになった後の2020年3月に、今後の対応について館長と担当学芸員が当時の文化国際課長と副館長に提案した資料によれば、アーツ前橋／前橋市の作品保管状況への否定的な報道等も予想されるため、事実をそのまま著作権者等へ伝えることは避けるほうが良いという考えのもと、以下の①や②の対応を検討するものになっている。

- ① 紛失した6作品を除いた作品リストに更新して著作権者等に渡し、その際紛失した作品は初めから借用していなかったと伝える、又は特に連絡をせず著作権者の反応を見る
- ② 2022年に当該作家の企画展を開催することを著作権者等に提案し、企画展終了後、紛失の事実を伝えるかどうか判断する

また、11作品の寄贈を受けることで2019年11月に著作権者等と合意していたが、2020年3月18日に著作権者等に送付した寄贈対象作品リストでは、紛失した3作品を除いて8作品になっていて、作品数が増えた理由については著作権者等に伝えられていなかった。このことについては著作権者から強い指摘を受けている（紛失した6作品のうち、2019年度の寄贈対象は3作品）

本件、作品の著作権者等に「作品寄贈に係る提出書類の依頼」を送付するのにあたり、所在不明となっている作品との関係で、対象作品をどう記載するかアーツ前橋内部の進行管理会議で話し合われたが、「収蔵美術品専門委員会」で収蔵が決定された8作品について結果どおりに事務を進めることとなっている。

この時点で、既に作品の所在不明が判明しているわけであり、前年の著作権者等との合意と相違することをどのように説明するか、課内で徹底的に検討、協議をすべきであったと思われる。

2020年3月18日付けで著作権者等に対し送付した「作品寄贈に係る提出書類の依頼」について、この書類の送付を決裁したのは、当時の文化国際課長であったが、決裁にあたり、当該作家の作品についての決裁を保留することも考えるべきではなかったかと思われる。

(2) 初動の遅れ

担当学芸員は2020年1月6日に旧二中で作品の所在不明に気が付いた。その時はアーツ前橋の一時保管庫などを探しても見当たらなかったが、紛失したとは考えず、いずれ見つかるだろうという認識で

いた。所在不明であることを上司である館長に報告したのは、1月27日だった。その後、館長から副館長（1月29日）、副館長から文化国際課長（2月3日）、文化国際課長から文化スポーツ観光部長（2月7日）が順次に報告を受けたが、速やかに上司に報告を行った上で、組織的な対応をとることが必要だったと考える。

更に副市長に本件が報告されたのは人事異動により文化国際課長と副館長が新しくなった後の2020年4月6日、市長に報告されたのが、2020年4月16日で、初めて作品の所在が不明になっていることに担当学芸員が気付いたときから3か月以上が経過していた。

紛失したことを著作権者等へ報告するように動くこととなった原因の一つとして、市長から館長への指示があったことが考えられ、もっと早期に市長に報告を行っていたら、より早期に著作権者等への報告が行われた可能性が高い。

また、新型コロナウイルスの感染拡大についても遅れの要因となっており、旧二中の学校不用備品の撤去を行った者その他関係者に対するヒアリングは4月中旬以降に行われていた。

第4 再発防止策の提言

提言1 適正な作品管理について

(1) 保管場所

- ① 本事案は借用作品を美術館内でなく、無人の外部施設に置いたことがきっかけとなっている。
アーツ前橋は旧商業施設を改修した施設のため保管スペースに限りがあるが、美術館内に保管できるよう施設の有効利用に努めること。
- ② 作品の収集・保存は美術館の根幹をなすもので、今後アーツ前橋が美術館として活動を継続していくためには、やがて来る収蔵庫不足に備えて長期的視点で対策を講じること。

(2) 管理体制

- ① 収蔵・借用・寄託作品などの管理や取扱手続についてマニュアル化し、アーツ前橋職員全員に対して周知徹底すること。
- ② 収蔵・借用・寄託作品の保管場所及び保管方法をアーツ前橋職員全員に対して周知徹底すること。
- ③ 作品調査や作品の移動時は複数の職員で確認等すること。

提言2 ガバナンスの強化について

(1) コンプライアンス

アーツ前橋は、前橋市立の文化芸術施設であり、従事する職員は職種・職位に関わらず全て公務員である前橋市職員であることから、市民の信頼を損なうことのないよう館長、事務職員、学芸員ともに一人一人がコンプライアンス意識を徹底し、行動するべきである。

(2) リスクマネジメント

事故対応マニュアルを作成し、事故が発生してしまった場合は、速やかに上司に報告し、組織として適正に対処するための危機管理体制を強化するべきである。

また、リスクの未然防止のため、職種・職位に関わらず、アーツ前橋の目標・価値観を職員全員の認識として共有し、適正に業務が遂行できるよう、風通しの良い執務体制、執務環境の改善と維持が求められる。特に今回の事例では職員間、特に事務職員と学芸員とのコミュニケーション不足も原因となっている。職種・職位に関係なく常に良好なコミュニケーションを図るべきである。

(3) 指揮系統の徹底

アーツ前橋処務規程（平成25年訓令甲第11号アーツ前橋）の第3条には、各職員の職務を次のように定めている。

(職務)

第3条 館長は、上司の命を受けてアーツ前橋の事務を掌理し、所属職員を監督する。

2 副館長は、上司の命を受けてアーツ前橋の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 事務職員及び学芸員は、副館長の命を受けて事務に従事する。

アーツ前橋は、前橋市において、文化スポーツ観光部の文化国際課に位置付けられる組織であり、同部の部長及び同課の課長は、館長の上司となる。

また、学芸員については、事務職員同様に副館長の命を受けて事務に従事する旨が定められている。

館長及び学芸員の専門性を尊重しながらも最終的な意思決定については、これら上司が行う旨、規程に定められているところであるが、実際の運営においては、これが徹底されていなかった。

今後の運営に向けて、館長や学芸員の専門性を尊重しながらも、アーツの運営主体である市の執行部と意見に食い違いが生じたときに、これをどのように調整し、アーツ前橋の意思を決定していくか、改めて検討をし、定め、全職員に徹底することが求められる。

(4) 人材育成

借用美術品のほか、現在約800点ある収蔵美術品の管理をきちんと行える学芸員の育成は必須と考える。長期的視点に立った採用・育成について検討されたい。

美術館にとって信頼性が何よりも重要である。マニュアルを作成し収蔵作品の保存、管理体制をしっかり構築するとともに、職員の教育を行い、再発防止、信頼回復に取り組んでもらいたい。